(趣旨)

第1条 この要綱は、現に居住する自宅に家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)を設置することにより、熱中症による健康被害を予防し、高齢者及び障害者の命を守るため、エアコンを設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則(昭和60年焼津市規則第1号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象世帯)

- 第2条 補助金の交付の対象となる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、次の いずれにも該当するものとする。
 - (1) 世帯員の全員が本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
 - (2) 世帯員の全員が第5条の規定による交付申請日の属する年度(申請日が4月から6月までの場合は、前年度)の住民税が非課税であること。
 - (3) 世帯員の全員が65歳以上であること又は当該世帯に次のいずれかの者が含まれること。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級又は2級に該当する身体上の障害があると判定されたもの
 - イ 静岡県療育手帳交付規則(平成12年静岡県規則第89号)第5条第1項の規 定により療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、 その障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年 政令第155号)第6条第3項に定める1級に該当するもの
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯である場合は、同法の定めに基づく冷暖房器具及び設置費用の支給を受けることができない世帯であること。
 - (5) 当該エアコンの購入及び設置に要する経費について、焼津市から他の補助を受けていないこと。

(補助の対象となるエアコン)

- 第3条 この補助金の交付の対象となるエアコンは、市内の店舗において新品で購入し、補助対象世帯の世帯員が日常生活を送るための居室に設置するものとする。 (補助対象経費等)
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次条 に規定する申請者の住居に新たに設置するエアコンの購入及び設置に要する経 費(電気工事費及び既存のエアコンを撤去し、処分する費用を除く。)とする。 2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 自宅にエアコンが設置されていない又は故障等により使用できるエアコンがなく1台目として設置する場合 補助対象経費の2分の1以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は5万円のいずれか少ない額

- (2) 自宅に使用できるエアコンが1台設置されており、2台目として設置する場合(前号による補助で設置するものと同時に設置する場合を含む。) 補助対象 経費の3分の1以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は3万円のいずれか少ない額
- 3 第6条第1項の規定により交付決定を受けた者及び当該交付決定の日においてその者と同一の世帯に属していた者は、当該交付決定に係る前項各号のいずれかの区分の補助金と同一の区分に係る補助金の交付を受けることはできないものとする。この場合において、令和5年度焼津市猛暑災害対策支援事業費補助金交付要綱(令和6年焼津市告示第25号)により補助金の交付を受けた者及び当該交付に係る交付決定の日においてその者と同一の世帯に属していた者は、前項第1号の区分の補助金の交付決定を受けた者及びその者と同一の世帯に属する者とみなす。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯の世帯員(以下「申請者」という。)は、エアコンの購入前に補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて令和8年1月31日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 見積書(エアコンのメーカー名、型番、購入費及び設置費の内訳の記載があるもの)
 - (2) エアコン及び室外機の設置予定箇所の写真
 - (3) 賃貸住宅の場合は、賃貸住宅の所有者の同意書(第2号様式) (交付決定)
- 第6条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助を決定した ときは、補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。
- 2 市長は、審査の結果、補助することが不適当と認めたときは、補助金不交付決 定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。
- 3 市長は、前2項の審査に当たり、申請者の住居の状況その他必要な調査を行う ことができる。

(実績報告)

- 第7条 前条第1項に規定する交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、エアコンの設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経 過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様 式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 領収書の写し(エアコンのメーカー名、型番、購入費及び設置費の内訳の記載があるもの)
 - (2) 製造事業者が発行する保証書の写し(販売店名の記載があるもの)
 - (3) 設置前後の状態が分かる写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(受領委任払)

- 第8条 交付決定者は、補助金の請求及び受領を、エアコンの販売及び設置を行う 事業者(以下「事業者」という。)に委任することができる。
- 2 前項の場合において、交付決定者は、前条の実績報告書の提出に併せて受領委 任払申出書(第6号様式)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、第7条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付 すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第7号様式)により申請者 に通知する。

(補助金の請求)

- 第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者(受領委任払申出書を提出した者を除く。)は、速やかに請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定者から補助金の請求及び受領を受任した事業者は、受領委任払請求書 (第9号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めたときは、請求の日(前項の請求にあっては、請求の日又は補助金交付確定通知書による通知の日のいずれか遅い日)から30日以内に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 交付決定者が補助対象世帯でなくなったとき。
 - (4) 市長が交付の決定を不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、 すでに補助金が給付されているときは、期限を定めて、当該交付決定者に補助金 の返還を求める。

(エアコンの管理)

第12条 交付決定者は、事業の目的に反して当該購入したエアコンを使用し、譲渡 し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和7年5月1日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。